

3. GPA 制度に関する実施要項

(目的)

第1条 この要項は、試験および評価規程第4条2項に基づき、グレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）について必要な事項を定め、学生の学習意欲を高めるとともに、厳格な成績評価と適切な学修指導に資することを目的とする。

(定義)

第2条 「GPA」とは、各授業科目の成績評価に対応してグレード・ポイント（以下「GP」という。）を付与して計算する1単位当たりのGPの平均値をいう。

(種類)

第3条 GPAの種類は、以下の2種類とする。

(1) 成績素点を基準に算出するGPA

学内で標準的に用いる。(学生・保護者への成績通知、履修指導基準等)

(2) 成績素点に基づかず、5段階評価を基準に算出するGPA

対外的な通用性に配慮する必要がある場合に用いる。

(算出方法)

第4条 GPAの計算方法は次の各号の定めによるものとし、算出された数値の小数点第2位を四捨五入するものとする。

(1) 成績素点に基づくGPA（前条1号）

$$GP = (\text{素点} - 55) \div 10$$

但し、不合格（59点以下）の場合のGPは0とする。

$$GPA = (\text{科目の単位数} \times \text{その科目で得たGP}) \text{の総和} \div \text{対象科目単位数の総和}$$

(2) 5段階評価に基づくGPA（前条2号）

GP = 以下のとおり

素点	GP
90～100点	4
80～89点	3
70～79点	2
60～69点	1
59点以下	0

$$GPA = (\text{科目の単位数} \times \text{その科目で得たGP}) \text{の総和} \div \text{対象科目単位数の総和}$$

(対象科目)

第5条 GPAの算出対象科目は必修科目とする。

但し、以下の科目は対象から除外する。

(1) 本学入学前に修得した単位認定科目

(2) 他大学等との単位互換等で修得した科目

この要項は、平成28年4月1日から施行する。